

1. B村村長の指示の助長に違法な金支出に在りては理由
由に、地方自治法292条の2第1項4号に基~~づく~~つてB村村
長から、A君に不当利得返還請求を行う請求訴訟を提
起す。

2. よして、かかる助成は、法律上の組織者たる団体（憲法89条）に対し、直接する家屋から生じた失火により、本堂等が焼失したため、これを再建することを目的として、組織のため、（同条）のためであるといえる。そこで、原告としては、上記助成が憲法89条に違反することを理由に、「違法」を主張する。

3 7.11.上記即成江憲法89條に違反す

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
85

(2) ア土地全体の聖地について
土地全体の聖地については、以下で述べているように、宗教的・精神的な強い建築物である本堂や庫裏を建てるための用地であり、土地も宗教的性格が強いものである。また墓地についても、自己の宗教に従った方法で死者を埋葬又は埋蔵するための施設であり、その方法は宗教によって異なることから、較外的性格が強いものといえる。

款、助成金の類は、2500万円という ~~額~~ への ~~補助~~ 提出に
 ては非常に高額の負担の割合も ~~1/5~~ ~~程度~~ ~~(お返し)~~ 費用の2
 分の1という高のもので、とりわけ費用は過大なものと見て、
 かなり過大な ~~費用~~ ~~負担~~ 金額が助成されたことを、住民は、
 市が特別に待遇を与えていると感じ、特別の援助を受けたことの中
 象を挙げ、

又、打と、舊地主を含む敷地等の整地のための助成は相当と認められ、
 3限度を超えた場合、憲法違反に違反する。

イ 本堂の再建について
20条市役所の「特格」として
本堂は、江戸時代の一般的な寺院の建築様式のものであり、
中には観音菩薩像が祀られており、本堂は外観も機能も通
常の寺院と異なるところはない。また、この本堂の中には礼拝使を
も行なわれ、宗教的活動の場となる。よって、本堂は宗教的性
格の強い建物であるといえる。 → 附属

私、本堂の再建に用いた額は、4000万円であり、たとえ負担割合が、敷地の整地や障壁の再建に比べ、低いとしても、これは、一つの村が工面に用いた金額としては、ホントにも高額である。そして、このような高額な助成金をA市に比べ、場合、住民は補助金、補助を受けているとの印象を抱くといえる。

以上列 樣再建の仕向即成也。相當なる限度を超えぬ
と云ふ。憲法第 9 條に違反す。

ク 庫裏の再建について (2) (資料的)

基~~て~~に居住する者が許~~す~~る建築物であるから、宗教的・性格の強い建築物であることは明らかである。

また、再建にかかる費用として助成するのは1000万円と高額であり、負担割合も2分の1という高いものである。~~また~~、このように高額の助成がある以上、住民は宗教的施設に対する特別な優遇援助があると感じるという。

よって、庫裏の再建費用の助成も、相当と見られる限度を超えたため、憲法89条に違反する。

〔設問2〕

1. (1) ~~被告~~ 被告といふは、金支出が違法になりか否かは、目的効果基準、格別、①目的が宗教的意義を有する、②結果が特定の宗教に打ち援助・助長、促進又は圧迫・干渉となるかという基準により判断すべきと反論する。

(2) 私見 → 目的効果基準と結果論に偏り、40条の例示はどうか？

判例の中には、目的効果基準を用いるもの、これを用いるに際して、宗教性・世俗性が基準となるものがある。これは、問題となる行為について、宗教性・世俗性が基準となる。その後者の検討が求められる場合に、目的効果基準が機能する。よって、この基準を用いるか判断は、国家の行為が宗教性・世俗性を有していることが明らかである場合には、総合的に考慮に相当性を判断し、宗教性・世俗性の優劣が問題となる場合に、目的効果基準を用いて相当性を判断すべきである。→ 40条の例示はどうか？

2. (1) 被告の反論

本件敷地の整地は、近時パンフレットに「宗教・宗派は問はずに受け入れ」する旨を記載している。また、助成の目的は、A寺は、村で唯一の寺であり、村の自治の場でもあり、公衆的な存在に打ち助成がある。よって、宗教的意義もなく特定の宗教に打ち援助するものではない。よって、89条には反しないという。

(2) 私見

ア ~~被告~~、被告は、死者の葬儀の方法が宗教によって異なるため、墓の利用については宗教的・性格が強いことは否定できない。他方、死者の埋葬・埋蔵自体は、宗教を問はずに行われるものである。また、墓理法によれば、「正統な理法」から限り埋葬・埋蔵を認めない。このように見れば、墓地は公衆的な性格を有している。よって、相当性の判断は、目的効果基準によつて行われる。

イ A寺の墓地は、被告は、宗教・宗派を問はずに受け入れたという旨をパンフレットに記載している。また、墓理法によれば、D村に埋葬している以上、葬儀がC寺の葬儀・C寺の葬儀・C寺の葬儀で行うことを同意した場合に受け入れる。通常、家族がせうな場合、遺族は死者の葬儀を希望する。C寺以外の者、C寺以外の他の宗教の村で葬儀を行うことは、以上、A寺の墓地はC寺の墓地の施設である。

また、今日の火災で死者は出ていない。以上、A寺の墓地を再建することについては、本件敷地の火災で死んだ者のための墓地の用地の用途という考え方は、宗教的・性格の強い施設である。C寺の宗教的・性格の強い施設である。

よって、墓地を含む土地の再建のための助成は、目的効果

宗教的意義を有する施設である。宗教に打ち接するに必要と

うしなわて、上記助成は憲法89条に違反する。

3 (1) 被告の反論

~~被告は~~ A寺は、B村の全世帯3分の2にわたる世帯が植えてあり、植えてない村民であってもA寺の宗教行事に参加していることから、A寺は、宗教的施設として、住民交流場としての役割を担っている。また、本堂では村民の相談を受け付けており、植えている村民にも利用している。よって、公益施設としての役割が認められる。

これに加えて、A寺は火災保険料には入っており、各植家も生計を立てるに必要として、植家がその負担による再建は困難であると主張している。また、本村助成は、村に開けられては、公益施設の再建修理のと同様と主張している。

よって、目的は宗教的意義を有するものでなく、その効果も特定の宗教に援助するものといえず、本堂の助成は、憲法89条に違反しないと主張する。

(2) 意見

ア 原告の主張によれば、A寺は、住民の交流の場としての役割を担っていることは明らかであり、強い公益性が認められる。また、A寺もC寺の宗教的施設であるとの原告の主張も争う。よって、宗教的・世俗性の両方があるとして、助成の相当性は目的効果基準により判断する。

イ 原告の主張通り、A寺は現在も宗教的行事が行われ、観

音菩薩が祀られており、宗教性の強い施設である。加えて、村長は本堂の公益施設に準じる建物の再建であり、公益性が強い主張だと主張しているが、本堂は既に全焼してしまっており、その再建と同じく、村の平等を損なうものであり、新築に公益施設を再建するとは異なり、このように手段をめぐって選ばれる本堂の再建を認める点に宗教的・目的の存在が伺える。

これに加えて、上記の原告の主張のように、支出額や負担割合の大きさを考慮する、目的が宗教的意義を有する施設に特定の宗教に打ち接するに必要と

うしなわて、上記助成は、憲法89条に違反する。

4 (1) 被告の反論

本村助成は、B村住民への住居の住居の再建で、世俗的なものであるが、目的が宗教的意義を有する施設に特定の宗教に打ち接する援助等にはなっており、よって、憲法89条に違反し、公益施設と反論する。

(2) 意見

ア 原告の主張によれば、本堂は構成の一部であるが宗教的意義を有するもの。本堂のように宗教的活動に用いるものである。また、宗教性と世俗性が共存しており、助成金の支出の相当性は目的効果基準により判断する。

イ 確かに、本堂は住居の住居であるが、今回の火災で隣接する家が焼けており、他にも工務や会館の建物も燃えて

見 本

(第 1 問)

ていることが、A号・庫裏以外にも住居が燃焼したことは明らかで
 ある。また、庫裏以外の住居の再建費用の支出に大きな事情が存
 在し、かつ住居の住居が1710,000円という大金を支払ったこと
 と、教員が宗教的意義が存するに於いて、金額の大きさが、
 (宗)に於ける換価結果を認めらる。

う。したがって、本件庫裏の即成を念頭に置かざるを得ない。

以上

津地経界の判例の如何に
 もう一在るに於て。